

平成 27 年 5 月 15 日  
千葉県報第 13020 号 別冊

## 千葉県職員措置請求の監査結果の公表

千葉県監査委員



# 別 記

## 第 1 結論

- 1 本件措置請求のうち、在外教育施設派遣教員委託費補助金の支出に関する措置を求める部分、平成27年6月及び12月に学校法人暁星国際学園に対して交付される千葉県私立学校経常費補助金の支出に関する措置を求める部分、平成26年3月に学校法人暁星国際学園に対して交付された千葉県私立学校経常費補助金の支出に関する措置を求める部分を却下する。
- 2 本件措置請求のその余の部分棄却する。

## 第 2 請求の内容

- 1 措置請求人（以下「請求人」という。）  
省 略

### 2 受付日

平成27年2月25日及び平成27年3月13日

### 3 請求の要旨

提出された千葉県職員措置請求書及び添付の事実証明書（以下「請求書」という。）、請求人の陳述等を総合し、本件措置請求の要旨を次のように解した。

（1）千葉県知事（以下「知事」という。）が、学校法人暁星国際学園（以下「学園」という。）に対し、平成27年3月、6月及び12月の千葉県私立学校経常費補助金（以下「経常費補助金」という。）を交付すること、平成26年の実績に基づき経常費補助金の返還を請求しないことは違法又は不当である。

また、今後、信認義務違反の経営に対する責任がとられない状況が継続する限り学園に経常費補助金を交付してはならない。

（2）知事が、平成26年の実績に基づき経常費補助金の返還権限を背景として、学園の理事会の刷新を含む抜本的経営改革を行政指導せず、経常費補助金を交付していることは違法又は不当な財務会計行為である。

（3）知事が、寄付金の問題を調査していないこと、アストラインターナショナルコース（以下「アストラコース」という。）の特待生比

率が高いこと、サッカースクールを運営する株式会社（以下「会社」という。）との業務委託契約について学園の経営陣の責任を問うことなく学園に対し、平成26年3月には5パーセントしか減額せず経常費補助金を支出したこと、また、経常費補助金の減額事由に新たに該当する行為を行っているにもかかわらず、同年6月及び12月には、経常費補助金を満額支出したことは、違法又は不当な財務会計行為である。

(4) 知事が、請求人■■■■■に対する自宅待機・給与不払い・懲戒解雇について、千葉県私立学校経常費補助金交付要綱（平成7年千葉県告示第677号。以下「要綱」という。）第3条第2号の該当性を理由に、学園に対して監督権限を行使すべきであるのに行使しないまま、経常費補助金交付決定を行ったことは違法又は不当な財務会計行為である。

(5) 知事が、学園と理事の利益相反取引を容認した理事会に対し要綱第3条第6号の観点からの経営改善指導を行わず経常費補助金を支出したことは、違法又は不当な財務会計行為である。

(6) 知事の平成25年12月25日の経営改善指導後、学園が平成26年2月に提出された経営改善計画がお粗末なものであったにもかかわらずかつ経営陣の責任についての監督指導を行わないまま平成26年3月の経常費補助金を5パーセントしか減額せず支出したこと、平成26年5月末に提出された経営改善計画を承認し、経営の抜本的改革を求めず平成26年6月の経常費補助金を満額決定・交付したこと及び信認義務違反の経営が固定化する懸念が強まっているにもかかわらず追加的な経営改善指導を行わずに平成26年12月の経常費補助金を満額決定・交付したことは違法又は不当な財務会計行為である。

(7) 在外教育施設派遣教員委託費補助金（以下「委託費補助金」という。）が学園に対し支払われていることは違法又は不当である。

よって必要な措置を求める。

### 第3 陳述の聴取及び監査の実施

#### 1 請求の受理及び暫定的停止勧告の要否

##### (1) 請求の受理

本件措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、平成27年3月4日、受理することを決定した。

##### (2) 暫定的停止勧告の要否

本件措置請求について、地方自治法第242条第3項の規定による暫定的停止勧告の要否を検討したところ、同項に定める「当該行為が

違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要」がある場合に該当しないものと判断し、同日、同勧告はしないこととした。

## 2 監査対象事項

請求書、請求人の陳述等を総合すると、請求人は、平成26年3月に知事が経常費補助金を5パーセントのみの減額で支出したこと、同年6月及び12月に知事が学園に交付した経常費補助金の支出及び平成27年3月、6月及び12月に知事が学園に交付する経常費補助金の支出並びに委託費補助金の支出が「違法又は不当な公金の支出」であると主張しているものと解される。

したがって、経常費補助金及び委託費補助金の支出に係る事務を所掌している千葉県総務部学事課（以下「学事課」という。）を監査対象機関とし、学園に対するこれらの経常費補助金及び委託費補助金の支出に、請求人の主張する違法又は不当な点があるか否かについて、監査を実施した。

## 3 意見書

経常費補助金の交付に係る権限を有している知事に対し、平成27年3月4日、本件措置請求に係る意見の提出を求めた。

知事は、同年3月18日付け学第1609号により、別添「意見書」を提出した。

## 4 請求人の陳述の聴取

地方自治法第242条第6項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、平成27年3月11日に証拠を提出した上、同月13日に陳述を行った。また、請求人は、同月20日に陳述の補足として「補足陳述書」と題する書面を提出した。

陳述の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 平成26年1月29日受付住民監査請求の監査結果は、裁量権の範囲内という監査結果であった。本来、住民監査請求は当不当の判断をするべきである。
- (2) 会社との業務委託契約について、経営改善指導において積算根拠が不明であると指摘しながら、委託料が経営改善指導後も従前と同額又はそれ以上の金額であり、査定基準項目にアストラコースの収支状況が加えられ、委託料が固定されただけの内容である。

また、業務委託契約書に記載された委託料と会社関連で業務委託契約書に記載のないその他の経費を合わせるとその金額は赤字の増大幅とほぼ一致している。

さらに、業務委託契約は、学園の利益より会社の利益を優先させている疑いが極めて強い。

(3) 業務委託契約において、勤務実績の不明瞭なスタッフに、日本にはいない人物がいる。同人は平成22年に請求人■■■■との名刺交換以降学園には来ておらず、他のスタッフにおいても所定の時間には在勤していないことがほとんどである。

(4) 会社の私塾とも言うべきアストラコースを学園に作り、その費用をアストラコース以外のコースの生徒の保護者の支払った学納費・補助金でファイナンスしている疑いがある。

また、寄付金がどのように使われているかを知るため、アストラ後援会及び■■■■の会計書類を提出させ、それを監査すべきである。

(5) 特待生比率が高いということは経営改善指導の中でも一応指摘されている。特待生比率が70%になったことが、改善と言えるのか。アストラコースは特待生で成り立っている。

(6) 知事の指導は十分なものではなく、行政機関として機能しているとは言えない。今の状況のまま進めていけば、知事に巨額の損害賠償義務が生ずることになるが、知事に賠償してもらうことが目的ではなく、学園の状況を変えること、学園の抜本的改革が目的である。知事は経営改善指導の中で抜本的改革を求めるべきであった。

また、監査委員が、経営改善計画を承認した学事課の対応は適切なものでないと指摘し、経営の抜本的改革なしには、経常費補助金を給付することはできないという判断をすれば、学事課は、理事会の構成の抜本的な見直しなしに、平成27年度の経常費補助金給付はできない旨を学園に通知することになる。

(7) 知事が請求人■■■■の懲戒解雇を放置していることについて、監査委員はこの件についても適正な意見を言うべきである。

(8) 在外研究教育施設について、学園からは在外施設に行っている職員はいないはずであるのに委託費補助金が支払われている。

## 5 知事の陳述の聴取

(1) 知事の陳述の聴取

平成27年3月25日、知事の陳述を聴取した。

知事は、意見書のとおり陳述した。

(2) 請求人は、同年3月26日に、3月25日に行われた知事の陳述の反論として「意見書」と題する書面を提出した。

## 6 平成27年3月25日に実施した監査の概要

平成27年3月25日、監査対象機関である学事課に対して監査を行った。その概要は以下のとおりである。

(1) 経営改善計画関係

ア 経営改善計画に係る判断について

経営改善計画には、問題点の原因と分析、教学改革計画、生徒募集対策、生徒数・学納金等計画、経費削減計画など、概ね必要と思われる項目や検査において指導した事項についての改善方針が盛り込まれていることなどを確認して受け取ったものである。

将来の生徒数が計画のとおり確実に増加するとは断言できないが、内容も実現が全く不可能とは認められるものではなかった。

イ 経営改善計画の進捗管理について

経営改善計画を策定した学校法人については、概ね半期に一度、計画の進捗状況を報告することを求めている。学園については、平成26年5月末に計画が策定されたところ、平成26年12月に実地検査を行い、その際に進捗状況を確認した。今後は、平成27年6月頃に平成26年度の決算を踏まえ、進捗状況の報告を受ける予定である。

半期に一度ということについて、改善計画の状況は決算後でないと判断できないところもあるが、そうであると一年に一度になってしまうことから中間報告という意味で半期ということにしている。

(2) 寄付金に関する調査について

請求人が主張している寄付金の問題とは、アストラ後援会への寄付と■■■■理事長への寄付である。アストラ後援会について、請求人らは、保護者らの学園に対する寄付がアストラ後援会に流れていると主張しているが、学園からは、アストラ後援会に対する寄付は、アストラ後援会入会案内を示した上で、アストラ後援会に対する寄付（会費）であることが明確にされた入会申込書を提出してなされるものであるとの説明を受け、それらの書類を確認したところである。

学事課としても、アストラ後援会に対して寄付する者はその寄付が学園に対するものではなく、アストラ後援会に対するものと客観的に確認できたと考えている。

■■■■理事長への寄付については、平成25年の実地検査時に、■■■■理事長に対し、保護者からの■■■■理事長個人に対する寄付の有無について聴取をしたところ、■■■■理事長からは、そのようなものは一切受け取っていないとの回答があった。

具体的に、いつ、誰が、いくら寄付をしたという情報がない状態では調査はできないが、その中で、請求人から具体的な情報提供があった2名については、適正に処理されていることが確認できたところである。

(3) 会社との業務委託契約関係

ア 平成26年度の改善について

平成25年度の検査で指摘したのは、契約期間や支払方法や積算根拠が明確でないことなどであり、その点からは十分とは言えないが改

善は認められる。

イ 平成27年度の業務委託契約の大幅な見直しについて

スタッフの派遣に係る業務委託契約は解消し、人数を制限してスタッフを直接雇用しようとするものである。

ウ スタッフの勤務実態について

学事課が調査を行ったところ、請求人らが、勤務実態がないと具体的に名前を挙げていた人物については、平成25年度の業務委託契約では派遣されるスタッフには入っておらず、平成26年度から派遣スタッフになっていたが、12月から海外に行くことになり会社を退社し、勤務が不可能になってからは、その分の委託料を減額している。

エ 学事課の学園に対する指導等について

補足陳述書で「財政悪化の主因となった会社関連の支出に手を付けることなく再生計画が認可されることなど考えられない。」と請求人は述べていることについて、不適正な点については、検査において見直しを求め、改善が見込まれている。

また、平成27年度にコンサルタントに係る業務委託契約は月額170万円から33万5千円に大幅に減額し、スタッフ派遣を7人から4人（月額230万円から約120万円）へ減らして、スタッフを直接雇用しようとする大幅な見直しを予定している。

(4) 特待生比率関係

ア アストラコースの特待生比率について

入学者に対する割合については、平成25年度は約92パーセント、平成26年度は約68パーセント、平成27年度は46パーセントである。

イ 特待内容の変更点について

特待生については、6段階のランク（S、A、B、C、D、E）があり、例えば上のランクは入学金、授業料、施設費等が免除されているが、下のランクは入学時の入学金と施設費のみが免除で授業料、月ごとの施設費、寄宿舎費等その他の納付金は納めることとなっているなどである。

平成26年度入学生と平成27年度入学生の特待内容については、大幅に上のランクの特待生を減らした26年度に比べれば大きな変化はなかった。

ウ 特待生状況に対する評価について

特待生の割合については、特段規定等はないが、社会通念上8～9割というのは高すぎると考え、指摘したところであるが、現在は学園の計画のとおり特待生の割合や特待内容を見直しており、今後も推移を見守りたい。

(5) 学校法人と理事との利益相反について

私立学校法（昭和24年法律第270号）第40条の5の規定による学校法人と理事との利益相反とは、例えば、代表権のある理事個人の所有する土地を学校法人が買う場合や、代表権のある理事が同時にある株式会社の代表取締役であり、この株式会社から物品等を購入する場合などがこれに当たるものとする。その場合は、私立学校法の規定により、契約に当たり特別代理人を選任しなければならないが、逆に言えば理事会で特別代理人を選任すれば契約することも可能である。

なお、学園は寄附行為で代表権は理事長のみが有し、理事は代表権を持たないと定めており、請求人の指摘する取引は、私立学校法上は問題はないと考えている。

#### （6）経常費補助金の支出及び減額事由関係

##### ア 平成26年3月の経常費補助金の減額事由について

会社との不適正な業務委託契約を締結したこと、特待生に関する授業料等の減免基準が不明確であることや、経営状況を悪化させるほど特待生の割合が高いこと、教員免許不保持について虚偽申述した疑いが極めて高いことから、要綱第3条第6号の管理運営不適正に該当と判断した。要綱第3条で「知事は、学校法人又は学校法人の設置する私立学校が、次のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。」とされ、第6号は、「その他管理運営又は補助事業の執行について、著しく適正を欠くと認められるとき。」とされている。

また、5パーセントの減額幅については、過去の減額事例を参考にするとともに、学事課の指導に対する学園の対応を総合的に勘案したものである。平成16年度から平成24年度までの間に数件を減額した事例があり、減額幅や事例は様々である。学事課の指示に従う姿勢が前提ではあるが、過去に、指導する意味でまずは5パーセントとし、指導に従わない場合には、減額幅を増やすという事例もあったので参考とした。

##### イ 学園と請求人■■■■との紛争と要綱第3条第2号の規定について

要綱第3条第2号は、紛争があることのみをもって経常費補助金の全部又は一部の不交付事由としているものではなく、私立学校の適正な運営を期しがたいと認められるとき、例えば、内部で紛争が発生して理事会が開催されなかったり、授業が行われないなど、学校法人又は学校の適正な運営を期しがたいと認められるときである。

今回のケースは、請求人■■■■がすでに職員ではないことや、適正な運営を期しがたいと考えられる状況ではないため、要綱第3条第2号に該当させることは困難である。

##### ウ 平成26年度特別検査に係る指摘事項について

検査については、原則4年を周期として定例検査を実施しているが、

必要に応じて不定期に特別検査を実施することとしている。

学園については、平成25年度、財務状況悪化の兆候が見られた等の理由から特別検査を行ったところであるが、その際指摘した事項の改善状況の確認や学園が策定した経営改善計画の進捗状況を確認するため平成26年度特別検査を実施したものである。

平成25年度指摘した事項については、改善されたことが確認できたものや改善に向けて取り組んでいることを確認したものもあったが、契約や減免規程などに一部改善が不十分なものも見受けられたため改めて指導したところである。

いずれも要綱第3条各号に該当するような、著しく適正を欠いているような減額すべき事由は認められなかった。

エ 平成26年度の経常費補助金の交付について

学園には改善すべき事項があることは確かであるものの、改善に向けて取り組んでいることも見受けられた。こうしたことから平成26年度においては、要綱第3条各号に該当する事由は認められなかったため全額交付したものである。

オ 要綱第3条の規定について

経常費補助金の減額は、経常費補助金の目的である、児童等の修学上の経済的負担の軽減に対し、授業料等の値上げなどにより、結果として経済的負担の増加を招くおそれがある。そのため、適用については、著しく公共性を阻害する場合等、限定的に行う必要があり、補助金の適正使用の担保と経済的負担の軽減の調和を図りながら、慎重に検討し、実施しているところである。

カ 要綱第3条の規定と裁量について

事案ごとに様々な形態が考えられるため、それぞれの事案に即して判断することが必要になる。

判断の際には経常費補助金の適正使用と修学上の経済的負担の軽減の調和を図りながら、慎重な検討が必要であり、その点からも知事に合理的裁量が委ねられていると考える。

(7) 理事会の構成と学事課の指導について

請求人は経営陣の責任を問うことを主張するが、学園は私立学校法人であり、その自主性、独立性が尊重されなければならないことから、学事課としては、まずは、学園が自ら検査における指摘事項について改善・是正をすることを求めていく対応が最も適切な指導であると考えてきたところであり、今後も同様の対応をしていくこととしている。

## 第4 認定した事実

知事の陳述、学事課に対する監査等を総合し、以下の事実を認定した。

### 1 学園が締結した業務委託契約等について

(1) 学園について

学園は、私立学校法第31条の規定により、昭和59年8月1日に知事から認可を受けた学校法人であり、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園を運営している。高等学校及び中学校においてはレギュラーコース、インターナショナルコース、アストラコース及びヨハネ研究の森コースの4つのコースが設置されており、小学校においてはレギュラーコース及びインターナショナルコースの2つのコースが設置されている。

なお、平成26年5月1日現在、高等学校については304名、中学校については207名の生徒が在籍している。

(2) アストラコースについて

平成22年4月に新設されたコースで、サッカーを通じて培った強い精神力を基礎として、語学力やコミュニケーションスキルを身につけ、あらゆる局面に対し積極的に挑戦し、様々な国の人々としっかりとした関係を築くことができる人材を育てることとしている。

(3) 会社との業務委託契約等について

学園と会社との間で、平成24年9月1日から平成31年3月31日までを契約期間とする業務委託契約書と、それに基づく2件の合意書が締結されていた。その内容は、学園のアストラコースの総合発展を基盤にし、学園の活性化を目指す一連のプロジェクトに関するものであり、具体的にはアストラコースに関するコンサルティング、マネジメント、生徒募集業務、広報業務、人員採用への助言並びに学園の高等学校及び中学校サッカー一部に関する強化、マネジメントなどであった。委託料に関しては、毎年度学園と会社との間で「委託料に関する合意書」を取り交わし定めることとなっていた。

また、「暁星国際中高サッカー部業務に関する合意書」（当該合意書及び前述の業務委託契約書を合わせて、以下「業務委託契約等」という。）については、アストラコースの充実を目的としたスタッフの役割及び人員数等を定めているものであり、委託料も業務委託契約とは別に定められていた。

知事は、平成25年12月25日に検査指導の結果通知を行い、その中で業務委託契約等について、契約期間及び委託料の支払方法の妥当性について検討するとともに、受託者に対して仕様書及び委託料の積算根拠を明確に示した上で業務を遂行した実績報告書の提出を求め、委託料に見合った成果が十分に検証できるような契約内容に見直すことを指摘したところ、学園は、見直しを実施し、平成26年5月30日付けで新たに業務委託契約（以下「新業務委託契約」という。）を締結した。

新業務委託契約では、契約期間が単年度とされ、業務遂行状況等に応じた契約の終了や契約内容の見直しが可能とされた。委託料については、新業務委託契約書で金額が明示され、委託料が固定された。そして、委

託料決定における参考となる査定基準項目として、従前の契約において掲げられていた「アストラコースの在籍生徒数」及び「暁星国際中学・高校サッカー部の成績」に加え、「アストラコースの収支状況」が掲げられた。また、受託者に対し契約年度内に遂行した業務内容及びこれら査定基準項目を含んだ実績報告書の提出を義務付ける条項が新設された。

#### (4) アストラコースの特待生に係る学事課の指導について

平成25年度の特別検査結果通知において、特待生比率が高い旨を具体的に指摘して改善を指導している。学事課は、平成26年4月の新入生の特待生が約68パーセントであることについて、経営改善計画提出時に確定値の報告を受けた。

## 2 経常費補助金について

### (1) 関係規定について

地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる」とされており、私立学校法第59条において「国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる」とされている。

さらに、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下「私学助成法」という。）では、第1条において「この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする」とされており、また、私学助成法第9条において「都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる」とされている。

千葉県（以下「県」という。）は、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）及び要綱に基づき、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校及び各種学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と私立学校に在学する児童、生徒及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減に資するため、学校法人が教育を行うために要する経常的経費について、予算の範囲内において、当該学校法人に対し経常費補助金を交付している。

(2) 経常費補助金の対象について

経常費補助金の対象となる経常的経費は、要綱第2条第2項各号に掲げられている以下の経費であり、これらを対象に学校ごとに補助するものである。

ア 人件費のうち教員人件費、職員人件費及び退職金（退職給与引当金を除く。）

イ 教育研究及び管理に要する経費（交際費、補助活動費及び減価償却費を除く。）

(3) 経常費補助金の算定について

経常費補助金の金額は、要綱においては定額と定められており、具体的な金額については毎年度知事が配分基準を定め、各学校に対する金額を算定する。配分基準に基づき、まず配分総額（予算額）を大項目である学校割、生徒割、教職員割、財務割に配分する。次にその配分された金額を各学校ごとに生徒等の人数、教職員数や取組内容に応じて計算し、その結果を合算して一般補助の金額とする。さらに、社会人講師の採用などの学校ごとの取組みについて定額で交付する特別補助の金額を加え、各学校の経常費補助金の年間の総額を算定する。

(4) 経常費補助金の交付手続について

知事は、上記（3）の年間の総額を、各年度において高等学校については6月、12月及び3月の3回、中学校及び小学校については12月及び3月の2回に分けて交付している。

経常費補助金の交付手続として、高等学校については、例年5月に県からの内示額に基づいて学校法人から交付申請が行われ、6月に交付決定を行った後、同月に概算払を行う。その後、県からの変更内示を受けて、11月及び2月に学校法人からそれぞれ変更承認申請が行われ、当該申請に基づいて変更交付決定を行い、12月に2回目、3月に3回目の概算払を行い、4月から5月に額の確定及び精算を行う。

中学校及び小学校については、例年11月に県からの内示額に基づいて学校法人から交付申請が行われ、12月に交付決定を行った後、同月に概算払を行う。その後、県からの変更内示を受けて、2月に学校法人から変更承認申請が行われ、当該申請に基づいて変更交付決定を行い、3月に2回目の概算払を行い、4月から5月に額の確定及び精算を行う。

なお、知事は、経常費補助金の交付に当たり、実態調査、私学助成法に基づき毎年度提出される財務計算に関する書類等を確認の上、交付額を算定し、併せて減額事由の有無を確認している。

### 3 学園の高等学校及び中学校に対する経常費補助金について

(1) 学園の高等学校に交付された経常費補助金について

平成25年度及び平成26年度に学園の高等学校に交付された経常費

補助金は、以下のとおりである。各年度において知事が定めた配分基準に基づき経常費補助金が交付されている。

ア 6月分

	平成25年度	平成26年度
内示日	平成25年5月14日	平成26年4月25日
交付申請日	平成25年5月20日	平成26年5月19日
交付申請額	51,512千円	47,793千円
交付決定日	平成25年6月17日	平成26年6月18日
交付決定額	51,512千円	47,793千円
交付日	平成25年6月28日	平成26年6月30日
交付額	51,512千円	47,793千円

イ 12月分

	平成25年度	平成26年度
内示日	平成25年11月5日	平成26年11月4日
変更承認申請日	平成25年11月11日	平成26年11月10日
変更承認申請額	100,580千円	112,963千円
変更交付決定日	平成25年12月2日	平成26年12月2日
変更交付決定額	100,580千円	112,963千円
交付日	平成25年12月10日	平成26年12月10日
交付額	49,068千円	65,170千円

ウ 3月分

	平成25年度	平成26年度
内示日	平成26年2月14日	平成27年2月4日
変更承認申請日	平成26年2月14日	平成27年2月13日
変更承認申請額	119,782千円	142,346千円
変更交付決定日	平成26年3月10日	平成27年3月10日
変更交付決定額	119,782千円	142,346千円
交付日	平成26年3月25日	平成27年3月25日
交付額	19,202千円	29,383千円

(2) 学園の中学校に交付された経常費補助金について

平成25年度及び平成26年度に学園の中学校に交付された経常費補助金は、以下のとおりである。各年度において知事が定めた配分基準に基づき経常費補助金が交付されている。

ア 12月分

	平成25年度	平成26年度
内示日	平成25年11月5日	平成26年11月4日
交付申請日	平成25年11月11日	平成26年11月10日
交付申請額	36,707千円	40,341千円

交付決定日	平成25年12月2日	平成26年12月2日
交付決定額	36,707千円	40,341千円
交付日	平成25年12月10日	平成26年12月10日
交付額	36,707千円	40,341千円

イ 3月分

	平成25年度	平成26年度
内示日	平成26年2月14日	平成27年2月4日
変更承認申請日	平成26年2月14日	平成27年2月13日
変更承認申請額	70,160千円	81,147千円
変更交付決定日	平成26年3月10日	平成27年3月10日
変更交付決定額	70,160千円	81,147千円
交付日	平成26年3月25日	平成27年3月25日
交付額	33,453千円	40,806千円

#### 4 請求人の告発について

(1) 請求人が学事課に対して告発に至った経緯

請求人は平成25年8月27日、学園に対して業務委託契約等についての業務監査を請求した。しかし、同年9月4日に開催された理事会において、業務監査は実施しないこととされた。このことから請求人は、学事課に対して告発を行い、学事課による業務監査を求めた。

(2) 学事課が請求人から告発を受けた内容

学事課は平成25年9月26日に、請求人から、理事長が、アストラコースの開設費用、サッカーの強化費用などの名目で多額の出費をし、学園に経済合理性のない費用負担をさせて学園の経営を危機に追い込んでいること、学園の内部統制が機能していないこと、請求人■■■■への監視行為等のパワーハラスメントなどについての告発を受けた。

(3) 請求人からの告発後の学事課の対応

学事課は、平成25年9月26日に告発書の提出を受け、同年10月1日に請求人と面談を行い告発の内容について確認し、同年10月8日に学園において告発事項である請求人■■■■への監視行為等について調査及び指導を行った。その後、同年10月25日付けで特別検査を行う旨を通知した。この間、請求人からは複数回にわたり相談がありその都度対応を行っていた。

また、平成25年度の特別検査に当たっては、請求人から多岐にわたって告発があったので、個々の問題を整理し検査手法の検討を行った。

#### 5 学園に対する検査指導について

(1) 私学助成法に基づく検査指導

私学助成法第12条において、所轄庁は、同法の規定により助成を受ける学校法人に対し、検査、是正及び勧告等をする権限を有しており、知事は、経常費補助金の交付を受ける学校法人に対し、経常費補助金の交付目的の達成を図るため、学校法人検査指導実施要綱及び学校法人検査指導実施要綱細則に基づき、各学校法人における法人運営、学校運営及び財務運営の状況について検査指導を行っている。

高等学校を設置する学校法人については概ね4年を周期として定例検査を実施しているが、財務状況悪化の兆候が認められた場合等にあつては、不定期に特別検査を実施することとしている。

(2) 学園に対する定例検査について

知事は、学園に対する直近の定例検査を平成25年2月5日及び同年3月4日に実施した。その結果、就業規則に関すること、授業内容に関することなど7項目の改善・是正を要する事項が認められたが、経常費補助金の減額事由はないものと判断した。

(3) 学校法人に対する特別検査について

知事は、平成25年度において、私学助成法に基づいて提出された財務計算に関する書類を基にした財務状況の分析を踏まえ、財務状況悪化の兆候が認められる学校法人に対しては早期に特別検査を実施し、財務状況が悪化していると判断した学校法人には経営改善計画の策定を求めることとした。

具体的には、負債総額の総資産に対する割合である総負債比率が30パーセントを超えていること、流動負債に対する流動資産の割合である流動比率が100パーセント未満であること、帰属収入から消費支出を差し引いた差額である帰属収支差額が2期連続マイナスであることの3つの財務指標の調査を行い、このうちの2つ以上の指標に該当する学校法人について、優先的に特別検査を実施することとした。

(4) 学園に対する平成25年度特別検査について

学園については、3つの財務指標のうち帰属収支差額が3期連続マイナスとなり、更にマイナス幅が拡大していることから、知事は財務状況悪化の兆候が認められると判断した。学園に対する具体的な特別検査の時期は請求人から告発があつた時点では未定であつたところ、この告発を受けて早期に特別検査に入れるよう日程調整をし、知事は平成25年11月27日及び同年12月4日に特別検査を実施した。

学校法人に対する検査は学校法人検査指導実施要綱に基づき法人運営、学校運営及び財務運営の全般について行うこととされており、この特別検査では具体的には、現地において財務管理、学校運営等に関する必要な帳簿書類の確認、関係者への聞き取り等によって、請求人から告発のあつた業務委託契約等その他の事項について重点的に検査が行われたものである。

(5) 学園に対する平成25年度特別検査の結果について

知事は、学園に対して、平成25年12月25日に以下の内容について検査指導の結果通知を行い、改善・是正を必要とする事項に対する措置状況について平成26年2月28日までに提出するよう求めた。

ア 改善・是正を要する事項

(ア) 法人の管理及び運営に関する事項

就業規則のうち、再雇用及び育児介護休業に係る部分について、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」の趣旨が反映されていないので、理事会に諮り改正の上、労働基準監督署へ届け出ること。（労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条）

(イ) 財務の管理及び運営に関する事項

a 平成24年9月1日付けで締結した「業務委託契約書」について、契約期間及び委託料の支払方法（月額払い）の妥当性について検討するとともに、受託者に対して、仕様書（数値目標の設定等）及び委託料の積算根拠を明確に示した上で、業務を遂行した実績報告書の提出を求め、委託料に見合った成果が十分に検証できるような契約内容に見直すこと。

b 平成24年9月1日付けで合意した「暁星国際中高サッカー一部業務に関する合意書」について、契約期間及び委託料の支払方法（月額払い）の妥当性について検討するとともに、受託者に対して、仕様書（スタッフ派遣員の勤務状況等）及び委託料の積算根拠を明確に示した上で、業務を遂行した実績報告書の提出を求め、委託料に見合った成果が十分に検証できるような契約内容に見直すこと。

c 授業料等の減免規程に基づかずに授業料等を減免している者が見受けられるため、速やかに是正すること。また、減免規程について、減免の基準が不明確な部分があるので、適切な基準を整備すること。

d 財務状況について、帰属収支差額比率が3期連続マイナスとなっており、さらに、マイナス幅が拡大している。これは、授業料等を徴収していない生徒の比率が高いことや収容認可定員を充足していないこと等が原因であると考えられる。今後は、財務体質の強化を図る必要があることから、経営改善計画を策定し、県に提出すること。また、改善されるまでの期間、定期的に進捗状況を県に報告すること。

イ その他（措置状況に関する回答は不要だが、改善を要する事項）

(ア) 学校の管理及び運営に関する事項

高等学校教員の免許状を有する者のうち、過去に1年間、中学校の教科に係る免許状が無いまま中学校の授業を行っていた者が1名確認された。現状では改善されているが、今後、決してこのようなことがないように、厳に注意すること。（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条、第16条の5）

(6) 平成25年度特別検査結果に対する学園の措置について

ア 学園から提出された改善・是正報告について

学園は、平成26年2月28日に上記（5）の検査結果に対する以下の改善・是正の報告を行った。

(ア) 法人の管理及び運営に関する事項

就業規則改正を次回の理事会に諮り、労働基準監督署に変更届を提出すること。

(イ) 財務の管理及び運営に関する事項

- a 業務委託契約等については、平成25年度実績報告書を検証し、知事の指導した見直しに沿って新たに契約を締結すること。
- b 減免規程に基づかずに授業料等を減免している者については平成25年度3学期から減免適用者から除外し、平成26年度から減免基準及び減免範囲の明確化、減免規程の厳格な運用を行うこと。
- c 財務状況に係る課題及び問題点を分析し、基本的な方針を立て、具体的な数値目標を設定した経営改善計画を策定中であり、早期に策定を完了すること、計画と実績を検証し、定期的に進捗状況を報告すること。

イ 学園から提出された経営改善計画について

当初の提出期限である平成26年2月28日までに、理事会を経た正式な経営改善計画書は提出されなかったことから、知事は学園に対して早急に提出することを求めた。平成26年5月12日に、学事課職員が学園に出向き、経営改善計画書の速やかな提出を促し、また、平成25年度特別検査指摘事項に対する学園の是正・改善に係る取組の進捗状況の確認を行った。

学園から同年5月30日に経営改善計画が提出され、以下の内容を含んでいた。

(ア) 減免規程について

減免規程及び特奨生規程の基準の明確化を含む見直しを実施する。

(イ) 特待生比率が高いことについて

アストラコース開設後は特待生の募集比率を高くして生徒数確保を優先させていたが、アストラコース開設から4年を経過し、生徒数確保の目的がほぼ達せられたこと、サッカー部の認知度が上がってきておりアストラコースの存在を高めていると認められることか

ら、平成26年度入学生からは、生徒数を確保しながら、特待生比率及び特待内容を下げ、学納金収入を増加させるとともに奨学費支出を減少させ、収益につなげる。

(ウ) 財務体質の強化について

再雇用制度の有効利用による経費削減、役員給与の10パーセント減等を行う。

(7) 学園に対する平成26年度特別検査について

知事は、学園に対して、平成25年度において財務状況悪化の兆候が見られた等の理由から上記(4)のとおり特別検査を実施し、上記(5)のとおり指導結果を学園に通知しているところであるが、指摘事項に対する改善・是正状況及び学園が策定した経営改善計画の進捗状況を確認するため、平成26年12月5日及び15日に平成26年度特別検査を実施した。

(8) 学園に対する平成26年度特別検査の結果について

知事は、学園に対して、平成27年2月10日に以下の内容について検査指導の結果通知を行い、改善・是正を必要とする事項に対する措置状況について同年4月10日までに提出するよう求めた。

ア 改善・是正を要する事項

(ア) 学校の管理及び運営に関する事項

a 総合的な学習の時間の評価について、指導要録における評価方法が3段階評定となっているため、記述式の評価とすること。(暁星国際小学校)

b 中学校のアストラコースの総合的な学習の時間(全学年)、理科(1年生)及び国語(2、3年生)について、教育課程表と実態が一部相違しているため、教育課程表と実態との整合性を執ること。(暁星国際中学校)

(イ) 財務の管理及び運営に関する事項

a 財務状況について、帰属収支差額比率が4期連続のマイナスとなっており、今後とも、財務体質の強化を図る必要があることから、経費の節減に努めるなど、経営改善計画の一層の実効性が確保されるよう、改善されるまでの期間、定期的に進捗状況を県に報告すること。

イ その他(措置状況に関する回答は不要だが、改善を要する事項)

(ア) 学校の管理及び運営に関する事項

a 学校保健計画と学校安全計画を別々に策定すること。(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条)(暁星国際小学校)

b 学校評価(自己評価)の結果を公表すること。(学校教育法(昭和22年法律第26号)第42条、同法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第66条)(暁星国際小学校、同中学校、同高等学

校)

(イ) 財務の管理及び運営に関する事項

- a 平成26年5月30日付で締結した新業務委託契約書第4条の契約期間・契約更新については、受託者から提出された実績報告書を確認し、委託料に見合った成果であるかを検証した上で、次年度への契約更新の是非について検討すること。
- b 授業料等に関する各種減免規程について、規程上不明確な部分が見受けられるので、内容を再確認したうえで、体系的に規程を見直すこと。

## 6 経常費補助金の減額等について

### (1) 要綱における減額事由について

要綱第3条においては、知事は学校法人又は学校法人の設置する私立学校が、次の各号のいずれかに該当するときは、経常費補助金の全部又は一部を交付しないことができると定められている。

- 1 法令の規定、法令の規定による所轄庁の処分又は寄附行為に違反したとき。
- 2 役員間、教職員間又はこれらの者との間において、訴訟その他の紛争があり、学校法人又は学校法人の設置する私立学校の適正な運営を期しがたいと認められるとき。
- 3 破産宣告を受け、負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財務状態が極度に窮迫していると認められるとき。
- 4 借入金の償還又は公租公課の支払いを相当期間怠っているとき。
- 5 経理その他の事務処理が著しく適正を欠いていると認められるとき。
- 6 その他管理運営又は補助事業の執行について、著しく適正を欠くと認められるとき。

### (2) 過去の経常費補助金の減額事例について

平成16年度から平成25年度までの10年間において経常費補助金を要綱第3条各号に該当するとして減額した事例は、高等学校では、5パーセント減額した事例が6件（教職員の不祥事、学校運営の不適正及び法人運営の不適正）、10パーセント減額した事例が1件（教職員の不祥事）、30パーセント減額した事例が1件（法人運営の不適正）の計8件であり、中学校では、5パーセント減額した事例が1件（学校運営の不適正及び法人運営の不適正）のみである。

### (3) 平成25年度の経常費補助金の減額について

知事は学園に対する平成25年度の特別検査の結果を踏まえ、要綱第3条第6号に該当する減額事由として以下の3点を確認した。

ア 業務委託契約等について、契約期間や支払方法の妥当性を欠くと

ともに、仕様書や積算根拠が明確でなく、委託料に見合った成果が十分に検証できるような内容となっていない。

イ 特待生に関する授業料等の減免基準が不明確であり、減免対象者の割合が極めて高いこと（約80パーセント）が財務状況悪化の原因となっていることから、経営改善計画を策定する必要がある。

ウ 教育職員免許法違反について虚偽申述が行われた疑いが極めて高い。

知事は、上記の理由から経常費補助金を減額して交付することとし、減額の程度については、過去の事例及び県の指導に対する学園の対応を総合的に勘案し、学園の高等学校及び中学校に対する平成25年度の経常費補助金の一般補助の総額から5パーセントとすることとした。

#### (4) 平成26年度の経常費補助金の減額事由の有無について

知事は、上記第4-3(1)アのとおり6月分の交付決定を平成26年6月18日に、上記第4-3(1)イ及び第4-3(2)アのとおり12月分の交付決定を同年12月2日、3月分の交付決定を上記第4-3(1)ウ及び第4-3(2)イのとおり平成27年3月10日に行っているが、要綱第3条各号に該当する事由がないことから、減額を行っていない。

## 第5 判断

### 1 監査の対象について

(1) 地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求は、普通地方公共団体の長等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計上の行為又は怠る事実」を「当該行為等」という。）があると認めるときは、住民は監査委員に対し、監査を求め、当該行為等により当該普通地方公共団体の被った損害補填等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。

そして、住民監査請求においては、「監査請求において必要とされる財務会計上の行為あるいは怠る事実の違法性あるいは不当性に関する主張は、監査請求の全体の趣旨からみて、当該財務会計上の行為あるいは怠る事実が具体的な理由によって、法令に違反し、あるいは行政目的上不相当である旨を指摘すれば足り」（東京地裁平成2年（行ウ）第100号平成3年3月27日判決）とされており、当該行為等の違法性又は不当性について具体的な理由の摘示が必要であると解される。

上記に照らし、本件措置請求のうち、委託費補助金の支出に関する措置を求める部分については、請求人は、請求書において「在外教育施設についての県教員委託費補助金が学校法人暁星国際学園に対し支払われている」としか主張しておらず、また、これについて証する書面の添付もなく、さらに、請求人陳述においても、学園から在外施設に行っている職員はいないはずだが、支払われているようであると述べるのみであ

り、これらを総合しても、請求対象とする財務会計行為に係る違法性又は不当性が具体的な理由によって摘示されているとは認められないため、当該部分については地方自治法第242条第1項の要件を満たさない不適法な請求と言わざるを得ない。

- (2) 住民監査請求については、違法又は不当な財務会計上の行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合も対象となるものとされており、「相当の確実さをもって予測される場合」とは、当該財務会計上の行為にかかわる諸般の事情を総合的に考慮して、当該行為が違法になされる可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合をいうと解するのが相当である。」(福岡高裁平成11年(行コ)第32号平成12年6月29日判決)とされている。

しかしながら、請求人の主張する平成27年6月及び12月に学園に対して交付される経常費補助金の支出に関する措置を求める部分については、当該財務会計行為が違法又は不当になされる可能性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えているとは認めることはできない。

したがって、本件措置請求のうち平成27年6月及び12月に学園に対して交付される経常費補助金の支出に関する措置を求める部分については不適法な請求と言わざるを得ない。

- (3) 地方自治法第242条第4項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、当該監査の結果に対して不服があるときは、地方自治法第242条の2第1項の規定に基づき訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されておらず、監査請求に新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を提出しても別個の監査請求になるものではないとされる(最高裁昭和62年2月20日第二小法廷判決参照)。

本件措置請求のうち、平成26年3月に学園に対して交付された経常費補助金の支出に関する部分は、抜本的な経営改革を求めることなく5パーセントの減額のみで3月の経常費補助金を支出したことなどを違法又は不当と主張するものと解される。

ところで、監査委員は、知事による平成26年3月の学園への経常費補助金の支出については、監査を行った結果、知事に裁量権の逸脱又は濫用はなく、請求人の主張には理由がない旨判断し、監査結果通知で、請求人に通知しているところである。

したがって、平成26年3月に学園に対して交付された経常費補助金の支出については、地方自治法第242条第4項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、同一住民が先に監査

請求の対象とした財務会計上の行為と同一の行為を対象とする監査請求を重ねて行っているものと言うべきであるから、地方自治法第242条に規定する住民監査請求を行うことが許されない不適法な請求と言わざるを得ない。

(4) よって、以下その余の部分について判断することとした。

## 2 経常費補助金の支出について

請求人の主張及び知事の意見に沿って、以下に掲げる項目ごとに判断する。

(1) 地方自治法第232条の2においては、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることとされているが、この補助をするに当たっての公益上の必要性に関する判断に当たっては、普通地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解され、当該普通地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになるものと解されている（広島高裁平成10年（行コ）第11号平成13年5月29日判決参照）。

(2) 平成26年6月、12月、及び平成27年3月に交付された経常費補助金の支出について

請求人は、平成26年6月、12月及び平成27年3月の経常費補助金の支出について、要綱第3条第1号、第2号、第5号及び第6号に該当する経常費補助金の減額事由があるのに減額せずに支出したことは違法又は不当な財務会計行為であると主張している。

これら、平成26年6月、12月及び平成27年3月、すなわち平成26年度については、上記第4-3(1)及び第4-3(2)のとおり経常費補助金の支出がある。

学園に対する平成26年度の経常費補助金については、6月には高等学校に係る交付決定が、12月には高等学校に係る変更交付決定及び中学校に係る交付決定が行われ、さらに平成27年3月には、高等学校に係る変更交付決定(2回目)及び中学校に係る変更交付決定が行われた。上記第4-7(4)のとおり要綱第3条各号に該当する減額事由は確認されなかったことから、上記第4-3(1)及び第4-3(2)のとおり交付決定に基づき支出が行われた。

経常費補助金の減額については、要綱第3条各号に該当するか否かの判断、要綱第3条各号に該当した場合に減額を行うか否かの判断及び減額を行う場合にどの程度の減額を行うかの判断は知事の裁量事項であると解されるものである。

平成26年6月及び12月の経常費補助金の支出に関しては、知事は平成25年度の特別検査の指摘事項に対する改善状況を確認し、要綱第

3条各号の減額事由は認められなかったことから減額を行わず支出したところであり、また学園に対する指導が継続されていることから、これらの知事の判断及び対応については、知事の裁量権の範囲内であり、不合理なものとは言えない。

したがって、平成26年6月及び12月の経常費補助金の支出については違法又は不当な財務会計行為であるとの請求人の主張には理由がない。

平成27年3月の経常費補助金の支出に関しては、知事は平成26年度特別検査において平成25年度の特別検査の指摘事項に対する改善状況を確認し、要綱第3条各号の減額事由は認められなかったことから減額を行わず支出したところであり、また平成27年度以降の学園の取組を確認する等学園に対する指導が継続されていることから、これらの知事の判断及び対応については、知事の裁量権の範囲内であり、不合理なものとは言えない。

したがって、平成27年3月の経常費補助金の支出については、違法又は不当な財務会計行為であるとの請求人の主張には理由がない。

### 3 結論

以上のとおり、本件措置請求のうち、委託費補助金の支出に関する措置を求める部分、平成27年6月及び12月に学園に対して交付される経常費補助金の支出に関する措置を求める部分、平成26年3月に学園に対して交付された経常費補助金の支出に関する措置を求める部分については地方自治法第242条第1項の要件を満たさない不適法な請求であるからこれを却下することとし、その余の部分については請求人の主張に理由がないからこれを棄却することとし、上記「第1 結論」のとおり決定する。

## 意見書

## 1 総論

## (1) 請求に関連する法人の概要

学校法人暁星国際学園（以下「学園」という。）は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条の規定により、昭和59年8月1日に千葉県知事から認可を受けた学校法人であり、高等学校、中学校、小学校、幼稚園を運営している。

## (2) 経常費補助金

地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされており、私立学校法第59条において「国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる」とされている。さらに、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第9条において「都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる」とされている。

県は、千葉県私立学校経常費補助金交付要綱（平成7年千葉県告示第677号。以下「要綱」という。）を定め、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校及び各種学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と私立学校に在学する児童、生徒及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減に資するため、学校法人が教育を行うために要する経常的経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び要綱に基づき、当該学校法人に対し経常費補助金を交付している。

そして、要綱第2条第2項において、経常的経費として、人件費のうち教員人件費、職員人件費及び退職金並びに教育研究及び管理に要する経費が規定されている。

なお、年度分の経常費補助金について、高等学校においては、6月・12月・3月の3回、中学校及び小学校においては、12月及び3月の2回に分けてそれぞれ交付している。

○高等学校

- ・ 6月：前年度実績の4割
- ・ 12月：本年度算定した総額の8割から6月交付分を差し引いた額（約4割）
- ・ 3月：本年度算定した総額から6月と12月交付分を差し引いた額（約2割）

○中学校及び小学校

- ・ 12月：本年度算定した総額の約5割
- ・ 3月：本年度算定した総額から12月交付分を差し引いた額（約5割）

經常費補助金には一般補助と特別補助があり、一般補助については配分基準に基づき算定している。一般補助の配分総額については、生徒等の定員内実員数によって配分されるもの（生徒割）、教職員の数や給与水準によって配分されるもの（教職員割）、各学校の取組内容に応じて配分されるもの（学校割のうちの個別割）及び經常的収入に対する經常的支出の状況によって配分されるもの（財務割のうちの収支状況割）等に分けられる。

特別補助は、社会人講師の採用などの学校ごとの取組について定額で交付するものである。

(3) 在外教育施設派遣教員委託費補助金

海外に在留する日本人の子どものために学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校における教育に準じた教育を実施することを主たる目的として海外に設置された在外教育施設における、教員の確保及び教育指導の充実を図ること等を目的として、国は在外教育施設派遣教員委託費交付要綱を定め、公私立学校の教員が在外教育施設に派遣される場合に、都道府県に対しその経費を交付している。

私立学校分について、県は、同要綱に基づき、私立学校から派遣された教員に係る経費に対し、国から交付を受けた金額と同額を在外教育施設派遣教員委託費補助金として学校に交付している。

(4) 学園に対する補助金

ア 經常費補助金

千葉県知事は、平成25年度分の学園への經常費補助金として、高等学校については6月28日に51,512,000円、12月10日に49,068,000円、平成26年3月25日に特別補助分も合わせて19,202,000円の計119,782,000円を支出し、中学校については12月10日に36,707,000円、平成26年3月25日には特別補助分も合わせて33,453,000円の計70,160,000円を支出した。

なお、平成26年3月の交付時には、高等学校及び中学校について学園の管理運営等に著しく適正を欠く事例が見られることから、3月交付分に

において、要綱第3条第6号に基づき高等学校及び中学校に対する経常費補助金を減額して交付することとして、減額幅については、過去の減額事例を参考にするとともに、県の指導に対する学園の対応を総合的に勘案し、平成25年度の一般補助の総額から5%を減額して交付することとして、高等学校及び中学校に対する年間の一般補助の金額である高等学校分125,771,000円及び中学校分73,537,000円から各5%に相当する高等学校分6,289,000円及び中学校分3,677,000円の総額9,966,000円を減額して交付した。

平成26年度分の学園に対する経常費補助金として、高等学校については6月30日に47,793,000円、12月10日に65,170,000円、中学校については12月10日に40,341,000円を交付した。

平成27年3月分は25日に特別補助分も合わせて高等学校に29,383,000円、中学校に40,806,000円を交付する予定である。

平成26年度の総額は高等学校が142,346,000円、中学校が81,147,000円となる予定である。

なお、平成26年度については、6月分交付時においては前年度実績の4割から減額すべき事由は見当たらず、その後、学園が特別検査における指摘事項に対して改善に向けて取り組んだ結果、12月交付時においては、要綱第3条各号に該当する減額すべき事由も見当たらないことから、減額はしていない。

これまでの経常費補助金の支出は、各法の規定により行っており、また、規則及び要綱に定める手続きに従っており、いずれも適正に行われている。

#### イ 在外教育施設派遣教員委託費補助金

千葉県知事は、平成24年度から、学園から在外教育施設に派遣されている職員に対し学園が負担している経費と同額を国に対し交付申請し、交付を受けた金額と同額を学園に交付している。

補助額は、平成24年度は5,970,802円、平成25年度5,980,692円、平成26年度においても同程度の補助金を見込んでいる。

補助額については、学園から支払われた経費の証拠書類を確認し、それらを国に提出の上、国から交付された金額と同額を学園に交付しており、さらに在外教育施設における勤務状況も施設を通じて国に定期的に報告されている。

在外教育施設で現に勤務している教員に係る学園が負担している経費に対してその同額を補助しているものであり、補助金支出は適正に行われている。

#### (5) 私立学校振興助成法に基づく検査指導

私立学校振興助成法第12条において、所轄庁は、同法の規定により助

成を受ける学校法人に対し、検査、是正及び勧告等をする権限を有しており、県は、補助金の交付を受ける学校法人に対し、補助金の交付目的の達成を図るため、「学校法人検査指導実施要綱」に基づき、各学校法人における業務運営及び会計処理の状況について検査指導を行っている。

検査について、高等学校設置法人については原則4年を周期として定例検査を実施しているが、財務状況悪化の兆候が確認された場合等にあっては、不定期に特別検査を実施することとしている。

#### (6) 平成25年度における学園に対する検査指導

県は、学園について財務状況悪化の兆候が見られること等から、学園に対し特別検査を行うこととしていたが、平成25年9月26日、本件請求人から、学園の運営等に関する告発があったため、告発があった部分を重点的に確認することとし、同年11月27日及び12月4日に実地検査を実施し、12月25日付けで検査指導結果を通知し、改善是正を要する事項等について指導した。

検査指導結果の内容については、主に以下のとおりであり、改善是正を必要とする事項に対する措置状況について平成26年2月28日までに提出するよう求めた。

##### ○ 改善・是正を要する事項

###### [法人の管理及び運営に関する事項]

- ・ 就業規則のうち、再雇用及び育児介護休業に係る部分について、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の趣旨が反映されていないので、理事会に諮り改正の上、労働基準監督署へ届け出ること。(労働基準法第89条)

###### [財務の管理及び運営に関する事項]

- ・ 平成24年9月1日付けで締結した「業務委託契約書」について、契約期間及び委託料の支払方法(月額払い)の妥当性について検討するとともに、受託者に対して、仕様書(数値目標の設定等)及び委託料の積算根拠を明確に示した上で、業務を遂行した実績報告書の提出を求め、委託料に見合った成果が十分に検証できるような契約内容に見直すこと。
- ・ 平成24年9月1日付けで合意した「暁星国際中高サッカー部業務に関する合意書」について、契約期間及び委託料の支払方法(月額払い)の妥当性について検討するとともに、受託者に対して、仕様書(スタッフ派遣員の勤務状況等)及び委託料の積算根拠を明確に示した上

で、業務を遂行した実績報告書の提出を求め、委託料に見合った成果が十分に検証できるような契約内容に見直すこと。

- ・ 授業料等の減免規程に基づかずに授業料等を減免している者が見受けられるため、速やかに是正すること。また、減免規程について、減免の基準が不明確な部分があるので、適切な基準を整備すること。
- ・ 財務状況について、帰属収支差額比率が3期連続マイナスとなっており、さらに、マイナス幅が拡大している。これは、授業料等を徴収していない生徒の比率が高いことや収容認可定員を充足していないこと等が原因であると考えられる。今後は、財務体質の強化を図る必要があることから、経営改善計画を策定し、県に提出すること。また、改善されるまでの期間、定期的に進捗状況を県に報告すること。

○ その他（措置状況に関する回答は不要だが、改善を要する事項）

[学校の管理及び運営に関する事項]

- ・ 高等学校教員の免許状を有する者のうち、過去に1年間、中学校の教科に係る免許状が無いまま中学校の授業を行っていた者が1名確認された。現状では改善されているが、今後、決してこのようなことがないように、厳に注意すること。（教育職員免許法第3条、第16条の5）

2 請求人の主張及びこれに対する知事の意見

(1) 請求書 「事実証明書 具体的な違法な財務会計行為①」について

<請求人の主張>

特別検査に関し、寄付金の問題を調査していないことまたは第三者委員会を組成して調査させなかったことは、平成26年3月、6月、12月の補助金給付決定に関し、補助金減額の事由の有無についての調査が不十分なままに、補助金交付決定を行ったのであるから、違法な財務会計行為である。

<知事の意見>

寄付金に関しては、可能な範囲で必要な調査を行っており、不適正な処理は確認されていない。

(2) 請求書 「事実証明書 具体的な違法な財務会計行為②」について

<請求人の主張>

アストラの特待生が8割であることを平成25年12月25日の検査結果通知で指摘していないこと、経営陣の責任を問うことなく、3月には、補助金を5%しか減額せず、平成26年4月のアストラの新入生の7割が特待生であるのに、経営陣の責任を問うことなく、6月、12月

において補助金を満額給付していることは違法な財務会計行為である。

<知事の意見>

検査結果通知では、前述のとおり、「8割」とは明示していないが、特待生比率が高い旨を具体的に指摘して改善を指導している。補助金の減額幅についても、前述のとおり、前例等に照らして相当である。

なお、減額幅については、平成26年3月27日付け監査調第288号の15別記第5、2項(1)において、「知事の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは言えない」との監査委員の判断が既に示されている。

また、平成26年4月のアストラインターナショナルコース(以下「アストラ」という。)の新入生については、検査結果を通知した平成25年12月25日時点では、概ね募集が終了しており(推薦入学試験日:12月1日)、直ちに平成26年4月の入学生から大幅に改善することは困難と考えられたものの、学園が改善に取り組んだ結果、若干の改善がみられた。さらに学園としては、平成27年以降アストラの1学年の生徒数を1クラス以内に制限することとし、引き続きアストラ入学生の特待生比率及び特待内容を計画的に下げていくこととしており、県では執行状況を引き続き注視していくこととしている。

以上のとおり、学園は段階的にはあるが、特待生に関する指摘にも改善に向けて取り組んでおり、6月及び12月交付時点では減額する事由は見当たらなかった。

(3) 請求書 「事実証明書 具体的な違法な財務会計行為③」について

<請求人の主張>

との契約の問題点の指摘が抽象的であり、抜本的改革が行われていないにもかかわらず、経営陣の責任を問うことなく、3月には補助金を5%しか減額せず、6月、12月には補助金の全額を支給したことは違法な財務会計行為である。

<知事の意見>

中高のアストラに係る業務委託契約について、県が指摘した点は、契約期間、委託料の支払い方法、委託業務に対する数値目標等や委託料の積算根拠が明白でないことである。

平成26年5月30日付けで新たに業務委託契約を締結しているが、以下のとおり改善されている。

- ・契約期間が単年度とされ業務遂行状況等に応じた契約の終了や契約内容の見直しが可能とされた。
- ・業務委託料は金額が固定され、査定基準項目に「『アストラ』の収支

状況」が加えられ、業務委託料が過大となるのが予防された。

・業務委託の数値目標等や委託料の積算根拠、成果の検証に関しては、査定基準項目として、「アストラ」の在籍生徒数、暁星国際中学・高校サッカー部の成績、「アストラ」の収支状況を掲げるとともに、受託者に対し契約年度内に遂行した業務内容及びこれら査定基準項目を含んだ実績報告書の提出を義務付ける条項が新設された。

したがって、当該契約について学園は指摘事項に従い見直しを実施しており、6月及び12月交付時点では減額する事由には該当しない。

なお、平成25年度分の減額幅については、前述のとおり監査委員の判断が既に示されている。

また、学園では経営改善計画に基づき、さらに委託料の見直しについて受託者と協議を行い、平成27年度には大きな見直しを実施する予定と聞いており、県は引き続き注視することとしている。

なお、委託料の見直しが行われること自体は財務状況改善に資するが、これまでの財務状況の推移からすると、委託料の多寡はあくまで一つの事情に過ぎず、委託料が引き下げられたからといって財務状況が劇的に改善するものではない。

(4) 請求書 「事実証明書 具体的な違法な財務会計行為④」について

<請求人の主張>

■■■■氏への自宅待機・給与不払い・懲戒解雇に対し、県は、何らの是正指導を行わず黙認し、補助金交付要綱3条2号の該当性を理由に、学園に対し、監督権限を行使するべきであるのにこれを行わず、補助金交付決定を行っており、違法な財務会計行為である。

<知事の意見>

学園と■■■■氏との紛争については、未だ■■■■氏個人と学園との紛争にとどまっており、要綱3条2号に規定する「これによって私立学校の適正な運営を期しがたいと認められるとき」には該当しない。

(5) 請求書 「事実証明書 具体的な違法な財務会計行為⑤」について

<請求人の主張>

経営改善計画の提出は平成26年2月末が当初の期限であり、その期限までに提出された計画は全くお粗末なものであったにもかかわらず、経営陣の責任について監督指導を行うことなく3月には補助金を5%しか減額せず、交付したことは違法な財務会計行為である。

<知事の意見>

補助金の減額幅については、平成26年3月27日付け監査調第288号の15別記第5、2項(1)において、監査委員の判断が既に示されている。

(6) 請求書 「事実証明書 具体的な違法な財務会計行為⑥」について

<請求人の主張>

平成26年5月末に提出された経営改善計画は、信頼性のある裏付けに基づかず生徒数が増加することを見込んだ計画であり、さらに平成25年度においても累積赤字が拡大していること、特待生の割合が依然として高水準であり、計画は実現可能性に疑義があるものであったにもかかわらず、経営陣に責任をとるように促さず、6月の補助金を満額給付したことは違法な財務会計行為である。

<知事の意見>

平成25年度決算において帰属収支差額のマイナス幅が拡大するのは予想されたことであり、これも勘案して経営改善計画は策定されており、さらに、アストラの特待生についても前述のとおり平成26年度の入学生については急激な改善は困難な状況であった。平成25年度の財務状況や平成26年度のアストラの特待生は経営改善計画には織り込み済みのものであった。6月の補助金支出時点では、学園から経営改善計画が提出され、学園が、県の指摘事項に対して、完全でないにしても改善に向けて取り組んでいたことから、前年度の4割に相当する経常費補助金から減額する事由はなかった。

また、高等学校及び中学校の平成27年4月の生徒数は、平成26年5月1日現在の生徒数511名から60名超増加する見込みである。学園の経営改善計画では、平成27年の目標数として生徒数543名を掲げていたが、中高合わせてこれを大幅に上回り、合計約570名超の生徒数となる見込みとなっている。

このように、平成27年4月時点での生徒数は経営改善計画を上回っていることから、結果からみても、経営改善計画は実現可能性に疑義があるものではない。もっとも、未だ経営改善計画はスタートしたばかりであり、今後も、経営改善計画に沿った改善が行われるか否かを注視していく予定である。

(7) 請求書 「事実証明書 具体的な違法な財務会計行為⑦」について

<請求人の主張>



のであれば、学校法人には県の監督が及んでいないことになり、補助金の給付行為自体が違憲となる。

したがって、2014年3月の補助金を5%にとどめ、6月、12月に満額を支給したことは違憲違法である。

県知事は、支給済みの補助金相当額を県に補てんする義務があり、また今後、信託義務違反の経営に対する責任が取られない状況が継続する限り学園に対する補助金を支給してはならない。

#### <知事の意見>

前述のとおり、補助金の減額幅については、過去の減額事例を参考にするとともに、県の指導に対する学園の対応を総合的に勘案し、平成25年度の一般補助の総額から5%を減額して交付することとしたものであって、相当であり、平成26年3月27日付け監査調第288号の15別記第5、2項(1)において、「知事の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは言えない」との監査委員の判断が既に示されている。

また、県は、必要に応じて様々な率での減額を行っており、請求人が主張するような5%を超える減額ができないとの解釈は取っていない。

### (10) 総括

#### <請求人の主張>

上記に記載のとおり、県知事が違法な財務会計行為により経常費補助金を支出したこと、平成26年の実績に基づき、補助金の返還を請求すること、またはしないことの当不当の判断、県知事が補助金の返還権限を背景として、理事会の刷新を含む抜本的経営改革を行政指導しないことの適法性と当不当の判断、県知事が、平成25年12月25日の経営改善指導後、経営改善計画を承認し、経営の抜本的改革を求めなかったことの適法性と当不当についての判断及び在外教育施設についての県教員委託費補助金が学校法人暁星国際学園に対し支払われていることの適法性と当不当についての判断を求めているものである。

#### <知事の意見>

県は、学園と会社との契約について適正さを欠くこと、授業料等の減免規程に基づかずに減免している者がいること、減免の基準が不明確であること、授業料等を徴収していない生徒の比率が高いこと等の事実を確認したため、学園に対し、これらの改善是正を指導し、財務体質の強化を図るために経営改善計画を策定するよう求めたところ、期限には遅れたが、経営改善計画は提出された。

請求人は、県の指導監督が十分でないために違法な財務会計行為があ

ると主張するが、県は、必要な事項についてこのように改善是正を指導しており、提出された経営改善計画に基づいて改善状況等を確認しながら指導監督しているところである。また、平成25年度後半の指導ということもあり、学園が行った業務委託契約の内容の見直しやアストラの特待生数の減少も平成26年度では十分とは言えないが、学園は指導に従い改善に向けて取り組んでいる。

請求人は経営陣の責任を問うことを主張するが、学園は私立学校法人であり、その自主性、独立性が尊重されなければならないことから、県としては、まずは、学園が自ら検査における指摘事項について改善是正をすることを求めていく対応が最も適切な指導であると考えてきたところであり、今後も同様の対応をしていくこととしている。請求人は、経営改善計画は実現可能性に疑義があると主張するが、実現が不可能な計画とはいえ、県が計画の提出を受理したことに特段問題はない。現に、前述のとおり平成27年度の生徒数は計画を上回る見込みである。

さらに、学園はアストラの生徒数に限度を設けるとともに特待生の割合を引き続き減少させていくこととしており、平成27年の入学生においては約46%の見込みと聞いている。

なお、経営改善計画にも記載されているが、特待生数だけではなく特待内容もさらに見直しが行われている。

また、前述のとおり業務委託契約についても、経営改善計画に従い大幅な見直しを予定していると聞いている。

平成25年度において、要綱第3条第6号に該当する事由があると認められるため、3月交付分において経常費補助金の5%を減額したところであるが、上記のように、学園にはまだ改善すべき事項があることは確かであるものの、改善に向けて取り組んでおり、平成26年度においては要綱第3条各号に該当する事由は認められなかったため、経常費補助金を減額せずに交付したところである。

今後も、県は学園の経営改善状況等を確認しながら引き続き指導を行っていくものであり、県に違法・不当な財務会計行為はない。

なお、今後も指導に対する改善が認められない場合や、不適正な事項が判明した場合は減額を検討する。

また、在外教育施設派遣教員委託費補助金については、前述のとおり適法・適正に支出されており、何ら違法・不当な財務会計行為はない。